

第34回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成29年1月27日（金曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第101号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 4件 |
| 第 5 | 議案第159号 農業委員の辞任について | 1件 |
| 第 6 | 議案第160号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第 7 | 議案第161号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 8 | 議案第162号 農用地の買入協議に係る要請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第163号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 6件 |
| 第10 | 議案第164号 標茶町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について | |
| 第11 | 協議案第 3号 標茶町参考賃借料の改定について | |

○出席委員（15名）

1番 橘 澄子 君	2番 熊谷 英二 君	3番 甲斐やす子 君
4番 高松 俊男 君	5番 阿部 康德 君	6番 高橋 政寿 君
7番 笛木 眞一 君	8番 佐藤 肇 君	9番 武藤 利勝 君
10番 大泉 義明 君	11番 佐藤 徳市 君	12番 澁谷 洋 君
13番 山本 志伸 君	15番 鈴木 義次 君	16番 佐瀬日出夫 君

○議事参与の制限を受けた委員（1名）

■番 ■■■■■ 君

○欠席委員（1名）

14番 嶋中 勝 君

○その他出席者

事務局長 村山 裕次 君
主任 高橋 望 君

振興係長 若松 務 君
主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第34回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時32分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

3番・甲斐君 4番・高松君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第34回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第101号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第101号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第101号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり4件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、佐藤徳市委員。

あっせん委員、橘委員、甲斐委員、武藤委員。

報告年月日、平成28年5月6日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字チャンベツ123-26。

現況地目、採放地。

面積、118,302㎡外15筆、合計面積は440,420.93㎡。

価格、14,336,000円。

一時貸付予定者、 さん。

続いて、土地の所在、字中チャンベツ原野221-1。

現況地目、畑。

面積、8,864㎡外6筆、合計面積は81,465㎡。

価格、3,239,000円。

一時貸付予定者、 さん。

続いて、土地の所在、字中チャンベツ原野221-3。

現況地目、採放地。

面積、6,924㎡外7筆、合計面積は121,965㎡。

価格、4,496,000円。

一時貸付予定者、 さん。

続いて、土地の所在、字中チャンベツ原野568-1。

現況地目、畑。

面積、16,187㎡外3筆、合計面積55,167㎡。

価格、2,170,000円。

一時貸付予定者、 さん。

合計筆数35筆、合計面積699,017.93㎡。

価格、24,241,000円となっております。

なお番号1につきましては、あっせん委員長である佐藤徳市委員より、結果について報告を願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤。

報告第101号番号1について報告致します。

4月19日にあっせん委員の指名があり、4月26日に橘委員、甲斐委員、武藤委員、私と事務局より村山局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選されました私より さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので5月6日に茶安別公民館において、第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、 さん、 さん、 さん、 さんに決定しましたが、譲渡人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありましたので、実施に向け町に対し買入協議の要請が必要と判断致します。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

あっせん委員長、阿部委員。

あっせん委員、山本委員、鈴木委員。

報告年月日、平成28年12月8日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野456-3。

現況地目、畑。

面積、49,313㎡。

価格、3,452,000円。

譲受者氏名、XXXXXXさん。

予定資金関係は、SL資金となっております。

番号2については、あっせん委員長である阿部委員より、結果の報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・阿部君。

○5番（阿部康德君） 5番・阿部です。

報告第101号番号2について報告致します。

11月28日にXXXXXXさんよりあっせんの申出があり、11月29日に鈴木委員、山本委員、私と事務局より村山局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に互選された私よりXXXXXXさんに価格を提示したところ、承諾を得ましたので、12月8日に中虹別センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し、譲受け希望者を調整したところ、XXXXXXさんに決定しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、5番・阿部君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号3。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、佐藤 肇委員。

あっせん委員、熊谷委員、甲斐委員、大泉委員。

報告年月日、平成28年12月19日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字熊牛原野18線西12-1。

現況地目、畑。

面積、25, 599㎡外5筆、合計面積、40, 207. 22㎡。

価格、1, 874, 000円。

譲受者氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続いて、土地の所在、字熊牛原野18線西12-6。

現況地目、採放地。

面積、18㎡外4筆、合計面積は9, 694㎡。

価格、249, 000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

合計11筆、合計面積が49, 901. 22㎡。

価格が2, 123, 000円となっております。

番号3につきましては、あっせん委員長である佐藤肇委員より、結果の報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・佐藤肇君。

○8番(佐藤 肇君) 8番・佐藤です。

報告第101号番号3について報告致します。

村山則男さんよりあっせんの申出がありまして、12月5日に第1回あっせん委員会を開催しております。

あっせん委員には熊谷委員、甲斐委員、大泉委員、私と事務局からは村山局長、湊谷主事も参加してございます。

現地調査を行って価格を算出し、申出のXXXXXXXXXXさんに価格を提示してところ、承諾を得ましたので

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第101号、内容4件は報告のとおり承認されました。

◎議案第159号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。議案第159号、農業委員の辞任についてを議題と致します。事務局より内容1件を上程致します。

なお5番・阿部君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（阿部康徳君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第159号について説明させていただきます。

農業委員の辞任について、改正前農業委員会等に関する法律第13条の規定に基づく農業委員の辞任について、同意を求めるものであります。

1. 辞任の同意を求める農業委員の住所及び氏名。

住所、標茶町字虹別原野173番地2。

氏名、阿部康徳さん。

（改定前農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく選挙委員）であります。

2. 辞任の期日、平成29年1月31日。

3. 添付書類、辞任願（写）別紙添付しております。

なお、農業委員会等に関する法律第13条につきましては、資料集をご覧ください。

1ページになります。

委員等の辞任につきましては、農業委員会の同意を得て辞任できることになっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって議案第159号については、事務局の説明を終わります。

これより本件については採決致します。

採決は、起立により行います。

原案同意に賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

全員起立で成立致します。

着席下さい。

以上をもって、議案第159号内容1件は原案可決されました。

(阿部康德君復席)

◎議案第160号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。議案第160号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

議案第160号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字中チャンベツ原野202番地1の内。

現況地目、雑種地。

面積、64㎡。

事業計画の名称、携帯電話通信用アンテナの設置。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

事業開始、着手済。

事業の規模等、コンクリート柱等1式。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、電気通信基地局設備を設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

番号1につきましては、佐藤徳市委員に報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤。

議案第160号、番号1について報告致します。

10月11日に事務局より調査の依頼があり、11月8日に佐瀬委員、橘委員、武藤委員と事務局より村山局長と湊谷主事、私で現地調査を行いました。

申請地は参考資料2ページから4ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXが携帯電話通信用アンテナの設置をするため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められるものであります。

調査の結果、携帯電話通信用アンテナの設置としては、妥当と判断し、問題ないと思われま。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、または除外しようとする面積は記載の通り確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第160号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第161号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第161号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

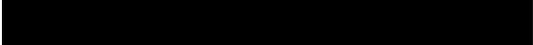
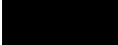
議案第161号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

譲渡人、、さん。

譲受人、、さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野262-2。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、44,929㎡。

契約の種類、贈与。

権利移転（設定）の理由、譲渡人が未利用地のため無償譲渡する、譲受人が隣接地であり、農地の集積を図るため譲り受ける。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人が4名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が44,929㎡、譲受人が837,650㎡うち借入地478,516㎡となっております。

経営の状況については、省略させていただきます。

番号1につきましては、調査を佐藤徳市委員に依頼しておりますので、報告を宜しくお願いしま

す。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・佐藤徳市君。

○11番（佐藤徳市君） 11番・佐藤。

議案第161号、番号1について報告致します。

1月6日付けで事務局より調査依頼があり、1月10日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の■■■さんは、未利用地のため無償譲渡するもので、譲受人の■■■さんは隣接地であり、農地の集積を図るため、今回の申請となりました。

権利を取得する■■■さんの世帯員又は所有地、経営地の状況は記載のとおり確認しました。

■■■さんが申請地を取得後、この農地すべてにおいて耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農用地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

■■■さんの農地所有面積は申請地を含めると合計面積が88.2haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

今回の申請地は、■■■さんの所有地に隣接する農地ですので周辺農地への影響もなく効率的に利用されると認められます。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項の各要件を満たしておりますので、許可については妥当と判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました11番・佐藤徳市君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第161号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第162号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第162号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第162号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の

要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地については、別紙のとおり1件となっております。
番号1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出年月日、平成28年5月6日。

申出に係る農用地、土地の所在、字チャンベツ123-26。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、118,302㎡外34筆、合計面積が699,017㎡となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第162号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第163号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第163号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容6件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号4まで内容4件について審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号4まで内容4件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第163号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野456-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,313㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、平成29年1月31日

対価の支払期限、平成29年5月31日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、3,452,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号4まで、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法につきまして番号1と同じでありますので説明を省略させていただき、番号1から番号4まですべてあっせん案件でありますので、改めての現地調査はしておりません。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野18線西12-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25,599㎡外5筆、合計の面積が40,207.22㎡です。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払期限、平成29年3月31日。

金額、1,874,000円となっております。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野18線西12-6。

地目、登記簿、雑種地。

現況、採放地。

面積、18㎡外4筆、合計の面積が9,694㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払期限は、平成29年2月28日。

価格は、249,000円であります。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字阿歴内30-10。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、75,937㎡。

利用権設定等の内容は、採放地。

対価の支払期限は、平成29年2月28日。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別原野172-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、50,788㎡外5筆、合計の面積は136,591㎡。

金額は、年間423,432円となっております。

なお番号5から番号6につきましては、山本委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・山本君。

○13番（山本志伸君） 13番・山本。

議案第163号番号5,6について報告致します。

1月11日付けで事務局より調査依頼がありまして、1月20日に現地調査に行っておりました。

利用権設定等の農地につきまして、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは相手方の要望により農地を貸付するものです。

借主のさん、さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細については、事務局の説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5から番号6まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました13番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号6まで内容2件については原案可決されました。

（復席）

以上をもって、議案第163号、内容6件は原案可決されました

ここで休憩致します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第164号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第164号、標茶町農業経営基盤強化促進基本構想の

変更についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第164号について説明させていただきます。

標茶町農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規程に基づき標茶町長より意見を求められた、標茶町農業経営基盤強化促進基本構想（平成6年12月26日策定）の変更について意見を求めるものであります。

標茶町農業経営基盤強化促進基本構想（案）別冊のとおりであります。

なお、内容についての説明につきましては、村山農林課長の方から宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 村山農林課長。

○農林課長（村山裕次君） それでは私の方から農業経営基盤強化促進基本構想の案についてご説明させていただきます。

まず基本構想とはいう部分であります。国の農業経営基盤強化促進法に基づき、道が作成しました農業基盤強化基本方針に即して、市町村がその基本構想を独自に策定できると記載されております。

その内容につきましては、農業経営基盤の強化、推進、農用地の効率的利用に関する事、安定的な農業に資するための農業者の目標を設定するものであります。

この基本構想は、認定農業者の認定する際の改善計画の目標や、農地の流動化を促進するための利用権設定等促進事業の内容が定められており、これに従い事業を進めているところであります。

それでは、基本構想の中身について説明したいと思います。A4のですね少し厚みのあるこの（案）というものをまず説明させていただきます。

まず、前回の基本構想と変更があった数値目標にかかわる分について、若干説明させていただきます。

まず2ページ目をご覧くださいと思います。

2ページ目の大きな3 農業経営の基盤の強化の促進に関する取組とあります。

その下に、（2）効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間について、地域における多産業の従事者と、遜色のない年間労働時間の水準と、多産業従事者並みの所得を確保できるようにそれぞれ従事者一人当たりの所得、おおむね490万円、労働時間としまして2,000時間程度を目標として掲げております。

次に、3ページ目をご覧くださいと思います。

3ページ目、（4）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保についてでございます。

これの②番 農業経営の法人化の促進についてでございます。

これにつきましては、平成37年度における農業法人の目標数記載しております。

目標数につきましては、40経営体といたしました。

この数値につきましては、北海道の基本方針が現状の農業経営法人の経営体数が、1.7倍を見込んでいることからですね、本町も現在の経営体数の1.7倍で想定した数字をあげております。

次に7ページをご覧くださいと思います。

7ページ、大きな4、下の方にあります4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保について。

次の8ページをお開きいただきたいと思います。

中段にですね、年間14名の確保を目標としています。

この数値につきましては、標茶町で過去5年間ですね、農業経営の移譲を受けたり、Uターン等で就農した方がですね、70名程度いることから、この人数をですね5年間で割って得た数字となっております。

続きまして、A4版のもう1枚のちょっと薄めの資料がございます。

こちらをご覧くださいと思います。

これにつきましては、標茶町農業経営基盤強化促進基本構想の説明資料となっております。

これは、経営改善計画を作成する際ですね、その農業者が今後目標とする経営の累計を定めるための指標でございます。

古い基本構想では、酪農・畜産は9類型となっておりますでしたが、新たな基本構想につきましては、10類型とさせていただきます。

新営農類型としましては、酪農専業Ⅳを現在の酪農形態に合わせて、搾乳ロボットという形態に設定致しました。

また、旧類型におきまして、酪農専業Ⅰについては、この頃新規就農を積極的に進めている観点からですね、新規就農者向けの目標設定とさせていただきます。

これにより今までの酪農専業Ⅰのですね、ゆとり経営が数値的には、もっと緩やかな数値となっております。

続きまして、また基本構想の厚めの方に戻っていただきたいと思います。

これについて、前回の基本構想とですね、変更になった部分について説明させていただきます。

まず、基本構想の目次の欄なんですけど、第2農業経営の規模、生産方式うんぬんとありますが、これにつきましては、昨年度までの古い基本構想におきましては、効率的かつ安定的な農業経営の基本指標となっておりますが、道の基本方針に準拠致しまして、このように農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の概要等に関する酪農の類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標というふうに文言の整理をさせていただいてるところです。

続きまして、これには載っていませんが、前回までの基本構想にはですね第5の2に、農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に係る事項というのがございましたが、これについてはですね、新たにこの基本構想でのちに設定させていただきますので、この欄については削除させていただきます。

続きまして、それに伴ってですね過去に3番だったものが、順次繰り上がりまして、2番から7番までに番号の変更となっております。

続きまして、次ページを開いていただきたいと思います。

先ほど言いました、前回第5の目標を事項欄にあったものが、ここに第7として出てきております。

農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項として項目を新設してございます。

続きまして、1ページ目、第1、2番目の標茶町農業の現状につきましては、これにつきましては、しかし以降、情勢の整理ということで、文言の整理をさせていただきます。

前回までは、WTOとかという国際的な情報も載せておりましたが、現在の情勢、酪農情勢に合わせた文言の整理をさせていただいてるところです。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。

3行目からですね、また、野菜生産においては、の欄につきましては、前回までは、丹頂大根、釧路ほくげん大根等のブランド名を記載しておりましたが、これにつきましては、ほくげん大根一本に省略させていただきます。

また、その下にですね、新たにチーズ等、本物志向の牛乳乳製品の生産販売や、牛肉の独自ブラ

ンド化を図り積極的にイベントやマスコミを通じてPRを図り戦略の拡大を進めてまいります、という文言を追加させていただきました。

次に、

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩致します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長村山君。

○農林課長（村山裕次君） 大変失礼いたしました。

7ページ目ですね、7ページ目のエですね。

これにつきましては、前回まで記述が無かったものを、新設しております。

エの産地食肉加工センターの設置ということで、新たに文言の追加をさせていただいております。続きまして、その下にあります、4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保については、道の基本指針に基づいて文言を整理させていただいてるところでございます。

続きまして、20ページの第5の農業経営基盤強化促進事業に関する事項でございます。

これの①利用権設定等促進事業に関する事項の欄にですね、過去には農業生産法人という記述だったものを、農地法の改正によりまして、農地所有適格法人というふうに名称が変わりましたので、これについて名称の変更を行っているところでございます。

続きまして、26ページをご覧くださいと思います。

26ページの下の方に、（12）とありますが、これにつきましては前回まで記述がございません、その記述について農業委員会への報告ということで、町は解除条件付きの賃借権又は使用貸借の権利の設定を受けたものからの、農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを農業委員会に提出するもの、という文言を追加しております。

続きまして、同欄に、過去にですね、先に言いました農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項というのがあったのですが、それを、先ほど言いましたように、削除致しまして、番号7に移行しております。

それによりまして、順次番号2から3については順次繰り上げるということで整理しております。

続きまして、36ページをお開きいただきたいと思います。

36ページの、その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項でございます、これにつきましては、（2）の公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方、農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。という項目を基本方針に基づいて、追加しております。

続きまして、これに伴いまして、（2）が増えた事により、それまで、（2）（3）（4）がそれぞれ（3）（4）（5）というふうに番号が繰り下がるということになっております。

続きまして、40ページ。

40ページ、先ほど言いました、農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項というのを新設してまして、それにより文言を追加しております。

大変、時間を要してしまい申し訳なかったのですが、説明につきましては以上で終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって本件の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「あり」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) 4番・高松俊男君。

○4番(高松俊男君) あの、これを作らなきゃならないのは重々わかるのですけれども、出来上がった時でその発表の場というのは、どういうところで具体的に発表するのでしょうか。

出来上がりますでしょう、それを役場内ではあれするでしょうけれども、町民あるいは、農業者、あるいは道庁の方に出すのか、そのへん。

○会長(佐瀬日出夫君) 農林課長村山君。

○農林課長(村山裕次君) これにつきましては、今回の農業委員会の議案として上程させていただいて、総会でもしこれが通ったあかつきにはですね、一応あの、この構想を設定するにあたって農協と農業委員会の意見を聞かなきゃならないということになってますので、もしここでいいということになれば、その意見を付けて、釧路振興局の方に一度上げさせていただいて、道にいて、道が、それでよければ決定というふうになるんですが、その際住民に対してはですね、よくあるパターンで、公告という形で下に板があるのですがあそこに、この基本構想ができましたと、2週間の公告を致します、というふうにしてですね町民にはお知らせすることになるかと思えます。

○会長(佐瀬日出夫君) 4番・高松俊男君。

○4番(高松俊男君) せっかく一生懸命作るのですから、これ全部と言わないまでも、毎月の町政だよりですとか、そういうところにはある程度要約して載せるとか、過去にはそういうのはやっていませんでしたか。

○会長(佐瀬日出夫君) 農林課長村山君。

○農林課長(村山裕次君) ここまで詳しいのを載せているのはわかりませんが、新しくこの基本構想が出来たというのを、広報に載せています。

新しい基本構想ができましたということで載せると思えます。

○4番(高松俊男君) ある程度中身を要約して町民が、こういう事をやってるのかということの知らせない事には、この苦労が無駄になりますからね。

○農林課長(村山裕次君) どこまで詳しく載せられるかわかりませんが、ある程度、こういう事を載せています、と載せれるようにしたいと思います。

○会長(佐瀬日出夫君) 他にご質疑ございませんか。

(「あり」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・佐藤肇君。

○8番(佐藤 肇君) ただいまに関連してですけれども、その周知するなり、知らせるということでは、ホームページに載せるというのは可能ですよね。

○会長(佐瀬日出夫君) 農林課長村山君。

○農林課長(村山裕次君) 検討したいとは思いますが、可能だとは思いますが。

○8番(佐藤 肇君) 是非、やってほしいと思います。

○会長(佐瀬日出夫君) 他にご質疑ございませんか。

(「あり」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) 10番・大泉君。

○10番(大泉義明君) 先ほどに関連しますけれども、標茶町に指針として、担い手の関係で新しい、まるっきり分からない方でも標茶町では受け入れ体制ではこういうのしてますというか、農楽校でもやられてると思うんですけれども、先ほどと付随しておおまかに載せてしまっただけでは、わからないと思うので、その都度の町の取組の要点として、新規就農の部分で、標茶町はこういう想定でやっていますよ、と抜粋して載せた方が、新しい方にもわかりやすく、小さめに載せた方が、大き

く載せてしまうと見ないと思いますので、要点、要点でもしホームページなり載せていただいた方がいいかな、という自分の意見です。

○会長（佐瀬日出夫君） 農林課長村山君。

○農林課長（村山裕次君） はい、先ほど佐藤委員にも回答しましたが、検討させていただきます。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案適正との意見とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第164号については原案適正な意見をつけて標茶町長へ回答いたす事と致します。

◎協議案第3号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。協議案第3号、標茶町参考賃借料の改定についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

協議案第3号について説明させていただきます。

標茶町参考賃借料の改定について、標茶町農業委員会では農地法関係事務に係る処理基準第3の8の（1）の⑤に基づく判断基準として、参考賃借料を設定しております。

今年度は設定後3年を経過することから、現行の参考賃借料が妥当であるか、検討を行いたいと考えておりますので、本年度の改定についてご協議願いたいと考えております。

なお、農地法関係事務に係る処理基準としまして、資料集の5ページから6ページに載せております。

今回の⑤に基づく判断基準につきましては、6ページにマーカーしておりますけれども、地域の実情の借賃に比べて、極端に高額な借賃で賃貸借契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な賃借の著しい引き上げをもたらす恐れのある権利取得、この部分につきまして、農地法第3条の申請等で妥当かどうか、常日頃から判断するわけがありますけれども、これらの判断基準として参考賃借料が設定されておりますので、付けくわえさせていただきます。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木眞一君） あの、改まってこのことについては、前回は最終的には、農協の2階で、出し手、借り手の双方で協議して価格を決めましたよね。

そういう段取りは踏まないんですか。

○会長（佐瀬日出夫君） 振興係長若松君。

○振興係長（若松務君） はい。

今後ですね、農地部会を通しながら、改定協議会を開催させていくという流れで、一応進めて行くという予定でいます。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） お諮り致します。

ただいま内容説明致しました、協議案第3号は直ちに農地部会に付託の上、審議することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、協議案第3号については農地部会に付託し審議することと致します。

合わせて先ほど、議案第163号の報告の中でですね、佐藤肇君より出されておりました案件についても、農地部会で審議することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議なしと認めます。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第34回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第34回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

ご苦勞さまでした。

（午前11時39分閉会）